

◇大阪市職員就業規則の一部を改正する規則

- 1 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合における特別休暇を新設することにしました。
- 2 この規則は、令和6年6月1日から施行することにしました。

(総務局人事部人事課)